

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年5月28日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：スリランカ国ケラニ川流域における排水機場整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : スリランカ国ケラニ川流域における排水機場整備計画  
準備調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 25a00193

## 【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 5 月 28 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：スリランカ国ケラニ川流域における排水機場整備計画準備調査  
(QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。  
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2025年7月 ～ 2026年4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2026年2月頃）

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) 事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目                                       | 日程                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 資料ダウンロード期限                               | 2025 年 6 月 3 日 まで                                                                                                                                                   |
| 2   | 企画競争説明書に対する質問                            | 2025 年 6 月 4 日 12 時まで                                                                                                                                               |
| 3   | 質問への回答                                   | 2025 年 6 月 9 日 まで                                                                                                                                                   |
| 4   | 本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日 | 2025 年 6 月 13 日 12 時まで                                                                                                                                              |
| 5   | プレゼンテーション                                | 行いません。                                                                                                                                                              |
| 6   | プロポーザル審査結果の連絡                            | 見積書開封日時の 2 営業日前まで                                                                                                                                                   |
| 7   | 見積書の開封                                   | 2025 年 6 月 25 日 10 時                                                                                                                                                |
| 8   | 評価結果の通知日                                 | 見積書開封日時から 1 営業日まで                                                                                                                                                   |
| 9   | 技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）                | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで<br>(申込先：<br><a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> )<br>※2023 年 7 月公示から変更となりました。 |

### 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第３章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/vhu8jXtJe>

注１）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。  
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用していきます。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

#### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

#### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 90 点、価格評価点 10 点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。  
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

#### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。



#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

### 10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
  - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
  - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

| No | 提案を求める事項                                                                                                     | 特記仕様書（案）での該当条項 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | 本事業による定量的効果として指標の提案（本質的な指標であること、また本事業で整備する排水能力や浸水面積の低減だけではなく、社会的なインパクトに関する指標を含む）                             | 第3条（12）        |
| 2  | 本事業に適した自然条件調査の手法の提案                                                                                          | 第4条（4）         |
| 3  | ソフトコンポーネントの内容の提案                                                                                             | 第4条（15）        |
| 4  | 先行協力であった技術協力「コロombo都市圏雨水排水計画策定プロジェクト」で作成したマスタープランにおける本事業の位置付けを明記した上で、本事業を通じた当該マスタープランの優先事業推進策の相手国政府への提示方法の提案 | 第3条（13）        |

### 【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙 1 のとおり。

### 第 3 条 実施方針及び留意事項

#### (1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されとの誤解を与えないよう留意すること。

#### (2) 参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

##### ① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

- ☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
- ☒ 同「補完編（土木分野）」（2023 年 4 月）
- ☒ 同「補完編（建築分野）」（2023 年 4 月）
- ☒ 同「機材編」（2023 年 4 月）
- ☒ 施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021 年 4 月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- ☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

- ☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

- ☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022 年 10 月）
- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022 年 10 月）
- ☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン
- ☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- ☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)
- ☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

### （３）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

#### （ア）初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

#### （イ）概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

#### （ウ）概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

### （４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成すること）。

### （５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
- ① スリランカ国「コロンボ都市圏雨水排水計画策定プロジェクト」（2019-2023 年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。
- 本事業については、上記技術協力で策定したマスタープランとの整合を保ちつつ、さらには本事業の位置付けと更なるマスタープランの推進策を模索すること。

#### （６）本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

#### （７）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- カテゴリ分類：B
- カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められている場合は環境アセスメント報告書）案の作成支援に係る検討を行う。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ

☒ 本業務はクラスタ事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）<sup>3</sup>の「防災・復興を通じた災害リスク削減」の「事前防災投資」に資するものとして位置付けられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、上下流の河川整備を含めた排水機場以外の整備についても初期的検討の幅を広げ、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

① コロンボ都市圏雨水排水計画策定プロジェクト（2019-2023 年）

② 流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト（2020-2025 年）

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件は上記（9）と同様。

(11) 相手国関係機関の調整

☒ 本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

(12) 事業の効果指標の検討

- 本事業では（9）に示した既存事業の対象地域であるワッタラ地域のうち、ケラニ川支川の Mudun Ela 川流域における洪水リスクを削減するために排水機場を整備するものであり、本事業の本質的な定量的指標として、10 年確率降雨に対する既存排水機場と本事業で設置する排水機場を加えた差分をもって事業効果を示す想定としている（例：最大浸水面積、被災世帯数、被災人口）。現在設定している事

---

<sup>3</sup>保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ事業戦略」として、取り組みを強化しています。

業効果は、先方政府が実施すべき上下流の河道改修が未実施の状態で 35m<sup>3</sup>/s のポンプを稼働した際に、約 20 m<sup>3</sup>/s 前後の排出量が確保できるシミュレーション結果であるため、本調査では先方政府側で整備済みの排水機場と本事業で設置する排水機場により確保される排出量の精緻な数値を算出することとする。

- また、排水機場整備予定地の中上流地域は未だ治水安全度が低い。現在、先方政府機関は開発を規制している状況だが、本事業による排水機場整備（一部河道整備を含む）による洪水リスク削減が実現した折には開発可能面積が増加する可能性がある。そのため、今後の開発への影響についても本事業による効果になりえることから、これらについても指標の対象となりうる。本プロポーザルでは、本事業の効果を客観的かつ本質的に表す定量的指標の提案を期待している<sup>4</sup>。

### （１３）既存の河川改修計画のレビュー

- 本事業で整備予定の排水機場の上下流の河道の流下能力が低い。先方政府が河道の拡幅・掘削を検討しており、特に、吐出先である本事業実施個所の直下流の河川改修の設計は完了しているとの情報もあるが、施工計画は策定されていないと推察される。本調査において、当該の既河川改修設計の内容（特に本事業やマスタープランとの整合性）をレビューするとともに、事業費の概算を行う。また、先方政府による土地収用等の実施可能性を含めた進捗状況をレビューする。特に Mudun Ela 川流域内の優先事業の施工に係る概算費用については第 1 回調査中ごろまでに算出し、報告する。
- また、先行のスリランカ国向け技術協力「コロンボ都市圏雨水排水計画策定プロジェクト」（2019-2023 年）で策定したマスタープランで位置付けた Mudun Ela 川流域内の他の優先事業が、先方政府によりどの程度進捗しているかを概観し、優先事業の実施における留意点を整理するものとする<sup>5</sup>。

### （１４）既存排水機場施設の資料のレビュー

- 本事業で整備予定の排水機場の横には先方政府により建設された 5m<sup>3</sup>/s 排水ポンプ 2 基を含む排水機場が一棟建設済みである。本調査では、既存の排水機場整備時の資料をレビューし、本事業の計画の参考とする。

---

<sup>4</sup> 本事業による定量的効果として指標の提案（本質的な指標であること、また本事業で整備する排水能力や浸水面積の低減だけではなく、社会的なインパクトに関する指標を含む）を求めます。

<sup>5</sup> 先行協力であった技術協力「コロンボ都市圏雨水排水計画策定プロジェクト」で作成したマスタープランにおける本事業の位置付けを明記した上で、本事業を通じた当該マスタープランの優先事業推進策の相手国政府への提示方法の提案を求めます。



## 第4条 業務の内容

### (1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

### (2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

### (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
  - ・ 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
  - ・ 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等
  - ・ ただし、既存プロジェクトの成果を活用し、効率的に整理する。

### (4) 自然条件調査

☒ 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う<sup>6</sup>。

- ① 地形測量（平板測量、水準測量、縦断／横断測量、基準点測量）
- ② 地質調査（地表踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、室内岩石／土質試験）
- ③ 地盤調査（地耐力試験、試掘調査、圧密試験）

### (5) サイト状況調査

☒ 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を

---

<sup>6</sup> 本事業に適した自然条件調査の手法の提案を求めます。

行う）。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 設置予定場所状況の調査

設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等

③ 支障物件

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

④ 地形・地質測量

(6) 環境社会配慮にかかる調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5

年、社会面は 3 年程度)、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案の比較検討

カ) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討

キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。)

コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000 CO<sub>2</sub> 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

(ウ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書(又は IEE 報告書)の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案(又は IEE 報告書案)を作成する。

#### (7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

女性建設従事者向けに、トイレ、更衣室、シャワー等の設置、その他女性の働きやすい環境整備を検討する。また、ソフトコンポーネントを検討する際にジェンダーを考慮した必要な検討を行う。

#### (8) 障害配慮に関する検討・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。  
実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。  
また、ソフトコンポーネントを検討する際に障がい者に配慮した検討を行う。

#### (9) 気候変動対策案件としての検討

☒ 事業計画に当たって、気候変動対策(緩和・適応)に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒ 「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT) (適応策)」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価(気候変動により発生する影響・リスクの評価)を実施し、適応策(気候リスクの回避・低減策等)の特定、事業計画に当た

っての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

#### （１０）調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
  - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
  - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
  - ③ 第三国調達の可能性の検討
  - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

#### （１１）施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

#### （１２）基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

#### （１３）施工計画の立案

☒ 以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程

- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

➤ 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

#### (14) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

#### (15) 技術支援計画の検討、計画策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る<sup>7</sup>。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。
- 排水ポンプ場の整備後は、残余リスクを削減するため先行のマスタープランで位置づけた河川整備事業を推進する必要があるため、周辺住民や自治体関係者の河道改修事業推進の必要性の理解を得ることが必要不可欠である。そのため、ソフトコンポーネントとして、周辺住民や自治体関係者等への啓蒙活動案の作成を検討する。なお、活動案作成の際は、ジェンダー視点や障がい者配慮を含める。

#### (16) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機

<sup>7</sup> ソフトコンポーネントの内容の提案を求めます。

関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

#### (17) 内部照査の実施

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

#### (18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力学スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項<sup>8</sup>（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

#### (19) 免税情報の収集・整理

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目<sup>9</sup>を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
  - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）

---

<sup>8</sup> これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

<sup>9</sup> 無償資金協力事業では免税が原則である。

- 付加価値税（VAT 等）
  - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
  - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
  - 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
  - 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
  - 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。
  - スリランカにおいて、SVAT(Simplified Value Added Tax system)が廃止になるとの決定があるため、VAT 関連の方向性や事業への影響について調査する。

## （２０）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

## （２１）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する<sup>10</sup>。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

## （２２）想定される事業リスクの検討

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。

---

<sup>10</sup> 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### (23) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

#### (24) 事業概要の本邦企業への説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業<sup>11</sup>に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会<sup>12</sup>を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

#### (25) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

#### (26) 協力準備調査報告書（案）の説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

---

<sup>11</sup> OCAJI 等の関連業界団体を含む

<sup>12</sup> 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。



## （２７）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）<sup>13</sup>も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

## 第５条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名                    | 提出時期                           | 言語  | 形態    | 部数 |
|-------------------------|--------------------------------|-----|-------|----|
| 業務計画書                   | 契約締結後 10 営業日以内                 | 日本語 | 電子データ |    |
| インセプション・レポート            | 初回現地調査前                        | 英語  | 電子データ |    |
| 現地調査結果概要                | 概略設計協議調査前                      | 日本語 | 電子データ |    |
| 協力準備調査報告書（案）            | 概略設計協議調査の 2 か月前(2025 年 12 月末日) | 日本語 | 電子データ |    |
|                         |                                | 英語  | 電子データ |    |
| 照査チェックリスト               | 概略設計協議 調査前                     | 日本語 | 電子データ |    |
| デジタル画像集                 | 概略設計協議 調査後                     | 日本語 | 電子データ |    |
| 進捗報告書 <sup>14</sup> の初版 | 概略設計協議 調査後                     | 日本語 | 電子データ |    |
| 免税情報シート                 | 概略設計協議 調査後                     | 日本語 | 電子データ |    |
| 概要資料（案）                 | 概略設計協議 調査後                     | 日本語 | 電子データ |    |

<sup>13</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

<sup>14</sup> Project Monitoring Report（PMR）

|                                          |                                                |        |       |     |
|------------------------------------------|------------------------------------------------|--------|-------|-----|
| 協力準備調査報告書<br>(先行公開版)                     | 契約履行期限末日                                       | 日本語    | CD-R  | 1 部 |
| 協力準備調査報告書<br>(最終成果品)                     | 契約履行期限末日                                       | 日本語    | CD-R  | 5 部 |
|                                          |                                                | 日本語    | 製本    | 5 部 |
|                                          |                                                | 英語     | CD-R  | 7 部 |
|                                          |                                                | 英語     | 製本    | 7 部 |
| 概略事業費積算内訳書<br>(最終成果品)                    | 契約履行期限末日                                       | 日本語    | CD-R  | 1 部 |
| 機材仕様書<br>(最終成果品)                         | 契約履行期限末日                                       | 日本語    | CD-R  | 1 部 |
|                                          |                                                | 英語     | 電子データ |     |
| 調査データ                                    | 契約履行期限末日                                       | 作成言語   | 電子データ |     |
| 環境チェックリスト<br>(調査方針)                      | 契約締結後 2 カ月以内                                   | 日本語    | 電子データ |     |
| 環境チェックリスト<br>(設計方針会議用)                   | 設計方針会議を目途に設定<br>(10 月末日を想定)                    | 日本語    | 電子データ |     |
| 初期環境調査報告書／環境アセスメント案<br>(住民移転計画案、先住民族計画案) | 案件計画調書②の決定の<br>1～2 か月前を目途に設定する。<br>(12 月末日を想定) | 英語     | 電子データ |     |
| ドラフト・ファイナル・レポート<br>(環境社会配慮部分)            | 案件計画調書②の決定の<br>1～2 か月前を目途に設定する。<br>(12 月末日を想定) | 日本語／英語 | 電子データ |     |

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
- 協力準備調査報告書(案)および協力準備調査報告書は本文前に 2～3 ページ程度で概要を記載する。

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等を示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」を示された内容
- 本文前に2～3ページ程度で概要を記載する。

(5) 内部照査チェックリスト

- 「内部照査について」を示された内容

(6) 調査データ

- 位置情報<sup>15</sup>の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

① 環境チェックリスト（調査方針）

第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」（該当する場合は：②「住民移転計画」、③「先住民族計画」）に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

② 環境チェックリスト（設計方針会議用）

第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」（該当する場合は：②「住民移転計画」及び③「先住民族計画」）の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

③ 初期環境調査報告書／環境アセスメント案（該当する場合は住民移転計画案、先住民族計画案）

調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

④ ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

## 第6条 再委託

- ☒ 本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

---

<sup>15</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

|   | 項目       | 仕様                                            | 数量 | 見積の取扱 |
|---|----------|-----------------------------------------------|----|-------|
| 1 | 地形測量     | 排水機場建設予定敷地内<br>平板測量、水準測量、縦断／横断測量、基準点測量        | 一式 | 定額計上  |
| 2 | 地質調査     | 排水機場建設予定敷地内<br>地表踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、室内岩石／土質試験等 | 一式 | 定額計上  |
| 3 | 地盤調査     | 排水機場建設予定敷地内<br>地耐力試験、試掘調査、圧密試験                | 一式 | 定額計上  |
| 4 | 環境社会配慮調査 | 第4条（6）のとおり                                    | 一式 | 定額計上  |

#### 第7条 機材の調達

☒ 本業務では、機材調達の実施を想定していない。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：対象地域名：西部州ガンパハ県（人口約 230 万人）
- (3) 案件名：ケラニ川流域における排水機場整備計画（The Project for Construction of Pump Station in Kelani River Basin）
- (4) 事業の要約：コロンボ近郊に位置するケラニ川流域のガンパハ県ワッタラ地域において、排水機場の整備を行うもの。

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）は、地形的・気象的特徴から自然災害に脆弱で、気候変動への脆弱性を示す Notre Dame Global Adaptation Initiative Index の脆弱性は 2022 年時点で 187 か国中 126 位である。スリランカ政府は災害対策強化に努めており、国家災害管理計画（National Disaster Management Plan : NDMP）（2022-2030）では、事前防災投資推進に加えて、開発計画・土地利用計画等に災害リスク削減の視点を加味する防災主流化の推進に優先的に取り組むとしている。

特に、洪水は当国内で起きた災害のうち発生件数に加えて、被害家屋数や被災者数も最大の災害種である。2016 年 5 月に発生した洪水では、コロンボ都市圏を流れるケラニ川の支川流域において発生した内水氾濫に、本川からの背水も相まって、総額 572 百万ドルに及ぶ経済被害が発生した（出所：災害管理センター、2016 年）。また、2017 年 5 月の豪雨による洪水及び土砂災害では、死者 200 名以上の甚大な被害が出た。以降も、ケラニ川流域は毎年洪水により浸水し、特に西部州ガンパハ県のワッタラ地域は家屋被害や道路損傷、経済損失が顕著である。当該地域は、バンダラナイケ国際空港とコロンボ市内、コロンボ港を結び鉄道も通る物流・人流の重要なルート上に位置し、主要都市を繋ぎ国内の連結性の柱となる東西回廊の重要なハブである。また、大規模な物流倉庫や本邦企業の工場、中央青果・魚市場等も抱える重要な経済活動拠点の一つでもある。交通のハブや産業集積地として更なる開発も計画される中、コロンボ首都圏の持続的な開発を進めるうえで洪水リスク削減が喫緊の課題となっている。

このような状況下、我が国は開発調査型技術協力「コロンボ都市圏雨水排水計画策定プロジェクト」（2019～2023 年）（以下「M/P プロジェクト」という。）を要請し、2023 年に M/P が完成した。同 M/P で抽出された優先事業の一部をスリランカ政府は実施している。当初、ワッタラ地域のポンプ場整備をスリランカ政府が行ったうえで M/P を推進することを想定したが、経済危機の影響もありその進捗は十分でない。今後も気候変動による

災害の頻発化・激甚化も懸念される中、当該 M/P の推進は当国の持続的な経済発展のためにも急務である。2024 年 9 月に誕生した新政権のマニフェストにおいても、気候変動による影響の最小化が環境政策の優先課題に位置付けられており、災害多発地域の特定・管理・リスク低減による適切な土地利用に取り組むことが明記されている。特にワッタラ地域において排水機場の整備を行う「ケラニ川流域における排水機場整備計画」（以下「本事業」という。）は、当該国 M/P を推進していくための前提条件になるものであると位置付けられている。また、気候変動リスクへの脆弱性が高い地域における防災観点から適応策を実施することとなるため、スリランカのパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標の達成に資すると位置付けられている。

## （２）防災セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対スリランカ国別開発協力方針（2018 年 1 月）の重点分野「脆弱性の軽減」では、気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けてハード・ソフトの両面で取り組みを支援する旨定めている。本事業は、防災・災害対処能力の向上の観点から、FOIP の第二の柱「インド太平洋流の課題対処」に資する取組として位置付けられる。また、「仙台防災枠組 2015-2030」の指針に沿って事前防災投資を推進するものであり、気候変動や自然災害等による人々の生計への影響を緩和する観点から「人間の安全保障」の考え方にも基づくものである。

JICA は対スリランカ JICA 国別分析ペーパー（2020 年 3 月）にて、災害リスク削減のための事前投資の推進・人材育成・組織強化や、気候変動に対する脆弱性の克服を優先課題と分析している。JICA アジグローバルエンダでは「防災・復興を通じた災害リスク削減」、クラスター事業戦略では「防災投資実現」に該当し、本事業は同分析及び戦略に合致する。

## （３）他の援助機関の対応

世界銀行は、Metro Colombo Urban Development Project（2012-2021）において、本事業の対岸側の内水氾濫対策を実施、Climate Resilience Multiphase Programmatic Approach Project（2021-2026）において、ケラニ川流域下流部の築堤及び上流域 2 ダムの詳細設計と実施を含む、優先洪水対策事業を実施予定となっている。本事業との対象重複はない

## （４）本事業を実施する意義

本事業は、スリランカの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析・戦略に合致し、ケラニ川流域のワッタラ地域における排水機場整備による洪水被害軽減を通じて同国の安定的な社会経済活動の推進に資するものであり、SDGs ゴール 1、ゴール 9、ゴール 11、ゴール 13 に貢献する。同国は洪水により度々甚大な被害を受けており、①災害に際し、被害の拡大や再発を避けるために迅速な対応が必要であり、②人間の安全保障の観点から、自然災害など人間の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要であり、無償資金協力として事業の実施を支援する必要性は高い

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

①事業の目的：本事業はコロンボ周辺のケラニ川流域ワッタラ地域において、排水機場の整備を実施することにより、雨水排水機能の改善による洪水被害の軽減を図り、もって同流域周辺地域の安定的な社会経済活動の実施に寄与するもの。

#### ②事業内容

ア) 施設、機材等の内容：【施設】排水機場【機材】排水ポンプ設備（5m<sup>3</sup>/s を 3 基）

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、調達監理、機材整備先施設の運営維持管理に係る能力強化及び機材運用計画策定

ウ) 調達・施工方法：機材は原則本邦調達とし、日本またはスリランカで調達困難な機材は第三国調達とする。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）：直接受益者（排水機場整備の対象区域の人口：約 20 万人）、最終受益者（経済損失の軽減により恩恵を受ける人口：協力準備調査で確認）

④他の JICA 事業との関係：本事業は、M/P プロジェクトを基に優先地域の施設・機材整備を実施するもの。技術協力「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト」（2020～2025 年）では、ケラニ川流域戦略や地方防災計画策定を通じて防災関係事業の実施促進に取り組んでおり、その実践として相乗効果が期待できる。対象地域には、円借款で整備されたバンダラナイケ国際空港やコロンボ港を結ぶ交通網、新ケラニ橋周辺エリアも含まれ、洪水被害軽減による交通遮断の軽減による開発効果向上も期待される。

#### (2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：スリランカ土地開発公社（Sri Lanka Land Development Corporation: SLLDC）

② 他機関との連携・役割分担：世界銀行がケラニ川流域を含む洪水対策事業を実施中。本事業との重複はない。協力準備調査を通じ、連携可能性について協議を行う。

③ 運営／維持管理体制：本事業で整備する施設・機材の運用・維持管理は SLLDC が実施。既存施設の実績から十分な運営維持管理能力があると考えられるが、周辺の清掃を担当する地方自治体（Local Authority）との連携体制等、協力準備調査で詳細確認する。

(3) 安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

(5) 横断的事項：本事業は、排水能力の強化により気候変動が原因と考えられる氾濫被害を低減することにより、気候変動に伴う洪水等の異常気象の頻発リスクへの対応として災害リスク削減を都市計画・人間居住計画に組み込むという同国のパリ協定に基づく「自

国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。また、貧困対策・貧困配慮として、裨益者（対象地周辺住民）に貧困層が含まれる可能性があり、協力準備調査にて確認する。

（６）ジェンダー分類：【確認中】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞協力準備調査にて、過去の洪水による被害のジェンダー別の状況进行分析してジェンダー課題を確認し、本協力での機材供与がその課題を解決し得るか検討の上、対応する指標案を策定・確認するため。

（７）その他特記事項：特になし

#### 4. 事業効果

（１）定量的効果

| 指標名※                           | 基準値    | 目標値（2032年）<br>【事業完成3年後】 |
|--------------------------------|--------|-------------------------|
| 増強される排水機場容量（m <sup>3</sup> /秒） | 0      | 15                      |
| 内水氾濫による最大浸水面積（ha）              | 502.50 | 391.23                  |
| 内水氾濫による被災世帯                    | 2,356  | 1,159                   |
| 内水氾濫による被災人口                    | 9,038  | 4,444                   |

※10年確立降雨により対象流域において「既存排水機場により内水氾濫が発生した場合」と「本事業で設置する排水機場で内水氾濫を軽減できた場合」を比較したもの。各指標及び目標値は協力準備調査で精査する。

（２）定性的効果：周辺住民の生活・衛生環境保護、気候変動への適応

#### 5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

カンボジア王国向け無償資金協力「第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」（評価年度 2018 年）では、適正な計画に基づく清掃活動の不足が事業効果に負の影響を及ぼしたことが指摘されている。また、フィリピン共和国向け円借款「カマナバ地区洪水制御・排水システム改良事業」（評価年度 2015 年）では、洪水対策施設の目的は被害を軽減することであり、住民に過大な効果を期待させないよう適切に説明することの重要性が指摘されている。本事業では、ソフトコンポーネントによる実施機関と清掃を担う自治体との連携体制構築や適切な運用ルールの整備、住民への本事業の適切な理解促進の支援の要否を検討し、先方政府にこれらの活動に係る予算計上の申し入れを行う。

以 上

〔別紙資料〕 ケラニ川流域における排水機場整備計画 環境社会配慮

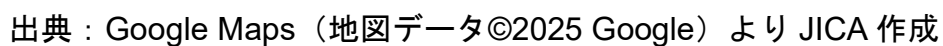
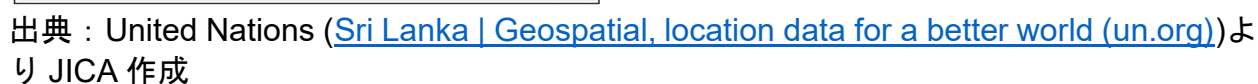
〔別添資料〕 ケラニ川流域における排水機場整備計画 地図



ケラニ川流域における排水機場整備計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年 1 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
- ④ 汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤ 自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥ 社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以 上



## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：排水施設設計

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全世界
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2025 年 8 月以降第 1 回現地調査を行い、既存排水機場及び排水先河道の現況の確認、課題、概略設計や報告書の作成に必要な調査、協議、情報収集を実施する。その後、国内作業として、概略検討を行ったのち、概算事業費の積算、準備調査報告書（案）の作成を行う。2025 年 2 月頃に第 2 回現地調査として調査報告書案や先方負担事項等について、先方関係者に説明、協議することを想定する。2026 年 4 月中旬までに協力準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 21.73 人月

#### 2) 渡航回数の目途 延べ 10 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量
- 地質調査
- 地盤調査
- 環境社会配慮

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

➤ なし

##### 2) 公開資料

➤ スリランカ国コロンボ都市圏雨水排水計画策定プロジェクトファイナルレポート

([https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617\\_120\\_12343422.html](https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_120_12343422.html))

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

|   | 便宜供与内容       |   |
|---|--------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置  | 有 |
| 2 | 通訳の配置（＊語⇔＊語） | 無 |
| 3 | 執務スペース       | 有 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等）  | 有 |
| 5 | 事務機器（コピー機等）  | 無 |
| 6 | Wi-Fi        | 有 |

#### (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**90,806,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

**※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

### （３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

### （４）定額計上について

☒ 本案件は定額計上があります（20,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

|   | 対象とする<br>経費 | 該当箇所                                     | 金額（税抜） | 金額に含まれる範囲 | 費用項目  |
|---|-------------|------------------------------------------|--------|-----------|-------|
| 1 | 地形測量        | 「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項 ２．業務実施上の条件（３）現地再委託」 | 500 万円 | 自然条件調査費一式 | 現地再委託 |
| 2 | 地質調査        | 「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項 ２．業                 | 500 万円 | 自然条件調査費一式 | 現地再委託 |

|   |               |                                             |        |           |       |
|---|---------------|---------------------------------------------|--------|-----------|-------|
|   |               | 務実施上の条件<br>(3) 現地再委託                        |        |           |       |
| 3 | 地盤調査          | 「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」 | 500 万円 | 自然条件調査費一式 | 現地再委託 |
| 4 | 環境社会配慮調査に係る経費 | 「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」 | 500 万円 | 環境調査費一式   | 現地再委託 |

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))



(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評 価 項 目                            | 配 点                 |                         |
|------------------------------------|---------------------|-------------------------|
| <b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>     | <b>(10)</b>         |                         |
| (1) 類似業務の経験                        | 6                   |                         |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等                | (4)                 |                         |
| ア) 各種支援体制（本邦／現地）                   | 3                   |                         |
| イ) ワークライフバランス認定                    | 1                   |                         |
| <b>2. 業務の実施方針等</b>                 | <b>(70)</b>         |                         |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法              | 65                  |                         |
| (2) 作業計画等                          | (5)                 |                         |
| ア) 要員計画                            | —                   |                         |
| イ) 作業計画                            | 5                   |                         |
| <b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>            | <b>(20)</b>         |                         |
| <b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b> | <b>業務主任者<br/>のみ</b> | <b>業務管理<br/>グループ/体制</b> |
| 1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>    | (20)                | (8)                     |
| ア) 類似業務等の経験                        | 10                  | 4                       |
| イ) 業務主任者等としての経験                    | 4                   | 2                       |
| ウ) 語学力                             | 4                   | 1                       |
| エ) その他学位、資格等                       | 2                   | 1                       |
| 2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>  | (一)                 | (8)                     |
| ア) 類似業務の経験                         | —                   | 4                       |
| イ) 業務主任者等としての経験                    | —                   | 2                       |
| ウ) 語学力                             | —                   | 1                       |
| エ) その他学位、資格等                       | —                   | 1                       |
| 3) 業務管理体制                          | (一)                 | (4)                     |